

## 第5章 まちづくりの推進方策

# 1 協働によるまちづくりの推進

## (1) 協働によるまちづくりの考え方

地方分権の進展や市民ニーズの多様化等を背景に、本計画の目指す将来都市像の実現に向けて効率的・効果的にまちづくりを進めていくためには、市民や市民団体、学校、大学、企業などと行政が一体となって課題に取り組むことが不可欠となります。そこで、それぞれの役割を明確にした上で協働のまちづくりに向けた仕組みづくりを進めます。

## (2) それぞれの役割

### ① 市民・市民団体等の役割

- ・協働によるまちづくりに向けた第一歩として、一人ひとりがまちの構成員としての役割・責務を認識することが求められます。
- ・地域の現状やまちづくりの課題等の共通理解を持ち、まちづくりの担い手として、様々なまちづくりの場（まちづくりに関する各種イベント、行政が開催する説明会等）に積極的に参加し、活動していくことが望まれます。

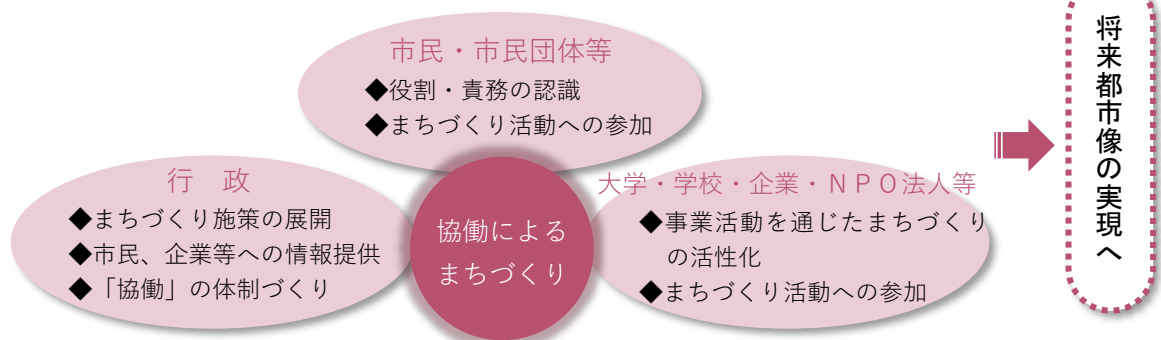
### ② 大学・学校・企業・NPO法人等の役割

- ・地域社会の構成員としての役割・責務を認識し、それぞれの活動を通じてまちづくりの活性化に貢献することが望まれます。
- ・協働によるまちづくりを担う主体の一員として、市民や行政と協力しながら地域のまちづくり活動などに積極的に参加し、活動していくことが望まれます。

### ③ 行政の役割

- ・公共事業の主体的な事業者であるとともに、まちづくりのまとめ役として、長期的かつ総合的な視点に立って必要な施策展開を図っていきます。
- ・地域の現状や課題、まちづくりの必要性、実施方法などについて積極的に情報提供し、市民との情報共有に努めます。
- ・協働のまちづくりの推進に向けた体制づくり、支援体制等の整備に努めます。

■図：協働のまちづくりのイメージ



## (3) 協働によるまちづくりの進め方

### ① まちづくりに関する情報の共有化

本計画見直しにあたり実施したワールド・カフェ等を活用し、まちづくりに関する地域の現状や行政施策、政策形成段階の情報などを積極的に市民に提供していきます。また、市民、市民団体、大学や企業などと行政の情報交換、意見交換の場の拡充に努めます。



### ② 協働のまちづくりに向けた体制づくり

協働によるまちづくりを推進していくために、「成田市協働推進の基本方針」に基づき、協働に関する意識の醸成を図ります。また、協働のまちづくりに向けた体制づくりに努め、市民等が市政へ参加・参画できる機会の拡充を図るとともに市民からの提案などを実現するための仕組みづくりを進めます。

### ③ まちづくり活動の支援

市民や市民団体等が行うまちづくり活動に必要な場所の提供や活動方法の指導等、各種支援施策の充実に努めます。また、地域課題の解決を目指す活動団体に対しては、アドバイザーの派遣や地域コミュニティを活性化するための若い世代の人材育成などを支援します。

# 2 都市計画マスタープランの実現に向けて

## (1) 実現に向けた取組みの考え方

都市計画マスタープランは、今後のまちづくりの理念や基本方針を示すものであることから、都市計画マスタープランで位置づけられた考え方に基づき、立地適正化計画や各部門別計画による事業を推進していくことで計画の実現を図っていきます。

また、定期的に計画の進捗状況を把握し、その結果をフィードバックしながら計画的かつ効果的なまちづくりを進めるとともに、社会経済情勢等の変化や上位計画に示される政策の変化等を勘案し本計画の見直しを行うものとします。

## (2) 計画の実現に向けた具体化方策

### 1 立地適正化計画の活用

本計画の基本理念「持続可能な、次世代に誇れるまちづくり」の実現に向けては、将来の少子高齢化の進展等を見据え、生活に必要な機能や居住を拠点に集約させ、拠点間を公共交通で結ぶ「コンパクト+ネットワーク」の考えで都市づくりを進めていくことが求められています。そこで、本市では都市機能や居住機能の誘導、公共交通網の形成等によりコンパクトなまちづくりの推進を目指す「成田市立地適正化計画」を平成30(2018)年3月に策定しました。

成田市立地適正化計画は成田市都市計画マスタープランにおける理念や目標を共有し、将来都市構造等を実現化する具体的な計画としての性格を有していることから、成田市都市計画マスタープランの実現に向けた具体化方策として活用を図っていきます。

### 【立地適正化計画の概要】

#### ◆計画制度の背景と目的

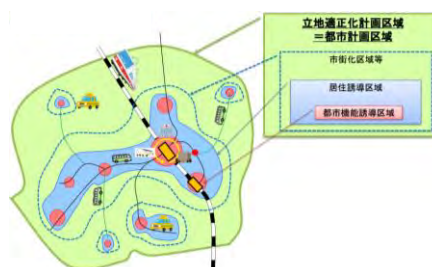
全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進むなか、安心して快適な生活環境の実現、財政面等における持続可能な都市経営等を可能とするため、都市全体の構造の見直しが求められています。そこで、平成26(2014)年に都市再生特別措置法が改正され、「コンパクト+ネットワーク」の考えのもと、持続可能な都市の実現を目指す「成田市立地適正化計画制度」が創設されました。

#### ◆制度の概要

人口減少、超高齢化の社会情勢の中でも将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、福祉・医療・商業等の都市機能や居住機能の誘導、公共交通網の形成等により、コンパクトなまちづくりの推進を目指す計画です。

生活に必要な機能を誘導する都市機能誘導区域、住宅を誘導する居住誘導区域を設定すると

■図：立地適正化計画のイメージ



ともに、立地を誘導すべき施設、都市機能及び居住誘導のための施策を定めます。また、居住誘導区域外・都市機能誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築等行為を行おうとする場合、事前に届出が義務づけられます。

#### ①居住誘導区域

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。都市機能や居住が集積している都市の拠点となる区域等で設定することが想定されます。

#### ②都市機能誘導区域

福祉・医療・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、サービスの効率的な提供を図る区域です。鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等の都市機能が一定程度充実している区域や都市の拠点となるべき区域等で設定することが想定されます。

#### ③誘導施設

地域の人口特性や必要な機能等を勘案し、都市機能誘導区域ごとに定める立地を誘導すべき都市機能増進施設（病院・診療所、デイサービスセンター、保育園、小中学校、大学、スーパーマーケット等）のことで、都市機能誘導区域では必ず誘導施設を定める必要があります。

#### ④誘導施策

都市機能や居住機能の誘導を図るために財政上、金融上、税制上の支援措置等を位置づけることができます。計画策定によって様々な優遇が受けられることから、国の新たな制度の活用等も可能となります。

## ② 地域公共交通計画の活用

本市の公共交通は、鉄道、路線バス及びタクシーのほか、市民の生活交通手段を確保するため、コミュニティバスや高齢者の外出支援としてオンデマンド交通を運行していますが、本市では人口減少が見込まれる地域もあることから、地域の実情に応じた公共交通の維持確保が必要不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、持続可能な地域公共交通の構築や地域旅客運送サービスの提供の確保などを目的として、本市の望ましい公共交通のあり方や方向性を示す「成田市地域公共交通計画」を令和3（2021）年12月に策定しました。

### 【地域公共交通計画の概要】

#### ◆背景と目的

本市では、今後人口減少が見込まれる地区と人口増加が見込まれる地区が存在し、「立地適正化計画」により都市機能誘導区域や居住誘導区域が位置づけられるなど、公共交通を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療・福祉・商業などの都市機能を有するエリアと、郊外部の居住エリアを公共交通でつなぐことにより、まちづくりと連携した快適な市民生活を維持する必要があります。

「成田市地域公共交通計画」は、これらの課題を踏まえ、持続可能な公共交通の構築に加えて、地域旅客運送サービスの提供の確保や公共交通の効率性と利便性の向上を図るため、公共交通を地域全体で支える体制づくりやモビリティ・マネジメント等の利用促進策など、地域の望ましい公共交通のあり方や方向性を示すことを目的とします。

#### ◆計画の理念と基本方針

本計画では、基本理念を「市民の生活利便性を確保する持続可能な地域公共交通の構築」とし、将来都市像である「住んでよし 働いてよし 訪れてよし の生涯を完結できる空の港まち なりた」の実現のために、次の4つの基本方針を挙げています。

- ・まちづくりに対応した公共交通ネットワークの形成
- ・誰もが安心・安全・快適に利用できる公共交通サービスの提供
- ・公共交通の効率的な運行と連携の強化
- ・公共交通の利用の促進

### (3) 計画の進行管理

計画の実現に向けては、定期的にまちづくりの進捗状況等を把握・評価した上で、その結果をフィードバックしていくことが重要となります。そこで、計画の進行管理にあたってはPDCAサイクルにより、計画的かつ効果的にまちづくりを推進します。

#### ① PLAN (計画)

都市計画マスタープランに基づき、将来都市像の実現に向けて個別計画の立案や既存計画への反映等を行います。

#### ② DO (実施)

市民、市民団体、企業等との連携のもと、都市計画マスタープランに基づく各種個別事業を推進します。

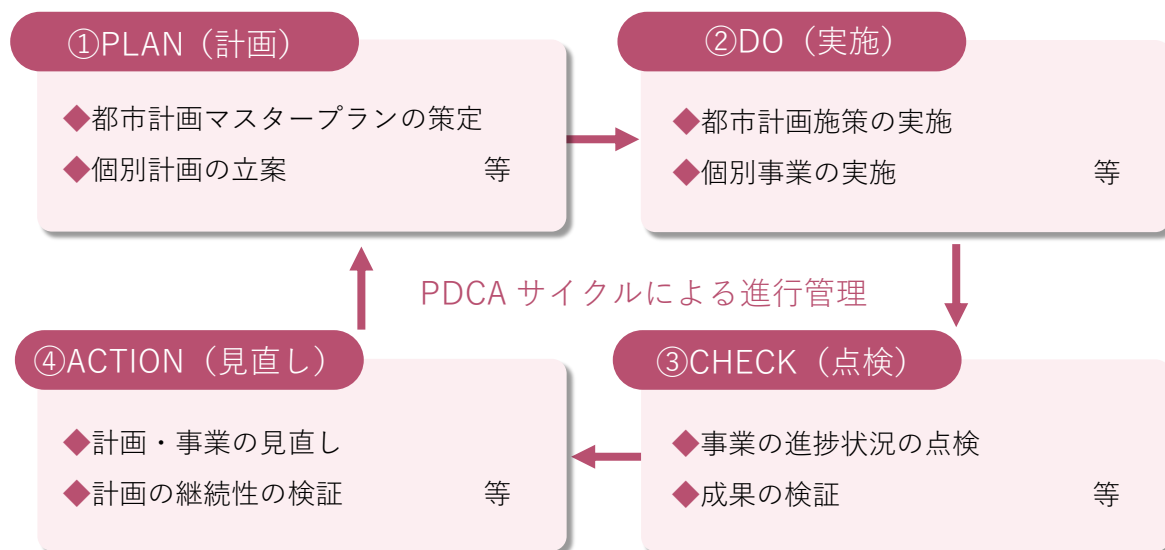
#### ③ CHECK (点検)

各種個別事業の進捗状況を定期的に点検し、その成果を評価します。この評価は計画の見直しのための参考とします。

#### ④ ACTION (見直し)

上位計画の見直しや将来都市像に影響する社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 図：計画の進行管理のイメージ





## (4) 計画の見直し

本計画は令和 18（2036）年の都市像を展望し、令和 9（2027）年に向けた方針を定めています。また、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化等に対応するため、適時必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画の具体化に向けて策定する立地適正化計画は概ね 5 年ごとにその進捗状況を把握・検証することが望ましいとされていることから、計画間の整合を図るため、本計画においても概ね 5 年ごとに計画の点検を行うこととしており、令和 4（2022）年度はその中間見直しにあたります。

■表：計画の点検・見直しの流れ

